

鳥取県西部広域行政管理組合消防局障がい者活躍推進計画

令和7年4月1日
鳥取県西部広域行政管理組合消防局長

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）第7条の3第1項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合消防局の任命権者が策定する障がい者活躍推進計画である。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

2 障がい者雇用に関する課題

鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、職員定数292名の一部事務組合であり、派遣職員を除く常勤職員はすべて消防吏員で構成されており、これまでの採用については、障がい者に限定した採用は行っていない。

過去には、在職中の疾病、事故等により障がい者となった職員が在籍したが個別に対応しており、問題の認識はなかった。また、今後、職員の高齢化に伴い、障がい者となる職員が発生する可能性もあるが、これまで特段の組織的な体制整備は行ってこなかった。

3 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員については、障害者雇用促進法第38条第1項の規定により障害者雇用率制度の除外職員であるように、今後も障がい者に限定した職員採用を行うことは困難であるが、障がいの有無に関わることなく、能力本位による公平な選考を行う。

ただし、募集に当たっては、職務の特殊性から、受験資格には従来どおり一定の身体基準を設ける。

(2) 定着に関する目標

なし（現在のところ中途障がい者は在籍していないが、今後、職員が中途障害者となった場合に不本意な離職に至らないよう、配置場所や担当業務についての配慮等を行う。）

4 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。

イ 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適正に選任する。

ウ 障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の採用が行われた場合、又は在職中に障がい者となる職員が生じた場合は、消防局総務課に障がい者である職員の相談窓口を設置し、庁内LAN等による通知等を行い全職員へ周知を図る。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい者である職員の採用が行われた場合、又は在職中に障がい者となる職員が生じた場合において、身体障がい等により業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、労働局等関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、人事評価面談（年度内に3回実施）の際に、障がい者である職員に対して、当該職員の所属長は必要な配慮等の有無を確認することともにその結果を消防局消防総務課へ報告することとし、配慮等を要する場合は、消防局消防総務課と当該部署は対応を検討し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員の要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。